

一定の障害のある方は 後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が必ず加入する医療制度ですが、現在、国民健康保険などの医療制度に加入されている65歳から74歳までの方で、障害の状態によっては、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

◎対象となる条件

65歳以上の方で一定の障害の認定を受けている方
○身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方。または、4級の一部の方でつぎに該当する方。
・下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
・下肢障害4級3号（1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの）
・下肢障害4級4号（1下肢の著しい障害）
・音声、言語機能障害
○精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方。

◎自己負担割合と保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関にかかる際の自己負担割合は、所得に応じて1割、2割または3割となります。保険料については、今まで加入されていた医療制度（健康保険）と保険料の計算方式が異なるため、保険料額が変わります。

◎申請に必要なもの

①障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）、または年金証書（障害年金1・2級）
②身分証明書（障害者手帳のない方）
③マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
④現在お持ちの健康保険証

※問い合わせは、住民課
☎ 83 - 2182

心身障害者福祉手当などの支払い

○20歳以上65歳未満で、心身につきのいずれかの程度の障害を有する手帳の交付を受けた方が対象です。
（1）身体障害者手帳で1級から4級の交付を受けている方
（2）愛の手帳で1度から4度の交付を受けている方
（3）脳性マヒまたは進行性筋萎縮性を有する方

【町制度】

月額5000円
○令和4年12月～令和5年3月分を4月17日に指定の口座へ振り込みます。
※問い合わせは、福祉保健課
☎ 83 - 2777

【都制度】

月額1万5500円
（身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1～3度の方など）

【町制度】

月額1万6000円
（身体障害者手帳3級および愛の手帳4度の方）
月額6400円
（身体障害者手帳4級の方）

※ただし、所得制限があります。

ご寄付ありがとうございます
ございました

葬祭費の一部を福祉のために

10万円	長田 一雄様
5万円	奥平 温様 (大氷川)
	(小丹波)



～2月のふるさと納税額のお知らせ～

つぎのとおり、ご寄付をいただきました。ありがとうございました。

目的	件数	金額
森林管理・環境景観保全のためとして	6件	80,000円
森林セラピー事業等の整備・活動事業のためとして	3件	25,000円
財政運営資金の一端（一般寄付）として	13件	130,000円
合計	22件	235,000円